

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

米子市皆生市民プール清掃業務一式

(2) 業務の仕様

別添「米子市皆生市民プール清掃業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

本件入札は、令和8年度から令和12年度までの米子市皆生市民プールの管理運営に関する米子市との協定書（以下、協定書という。）の成立を前提に、開始前準備行為として行うものであり、令和8年3月31日以前は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を決定し、その者に対して最低価格者である旨を連絡するだけに留めるものとする。

協定書が成立した場合には、令和8年4月1日付けで本件入札による落札者の決定と契約の締結を行うものとする。ただし、協定が成立しなかった場合には、本件入札にかかる契約を行うことはできない。この場合、本件入札等に要した全ての費用について当会に請求することはできず、本件入札参加者の負担となるものとする。

(4) 業務の場所

鳥取県米子市皆生温泉3丁目18番3号

米子市皆生市民プール

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「建物等の保守管理」の「建築物内部清掃及び建築物外部清掃」に登録されているものであること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては当該入札の開札日）

までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
- (6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20条）第12条の2第1項の規定により、同項第1号又は第8号の事業の登録（鳥取県知事の登録に限る。）を受けているものであること。
- (7) 令和元年以降に、公的機関の建物の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を5件以上有するものであること。

3 契約担当部署

公益財団法人 鳥取県スポーツ協会 米子市皆生市民プール 契約担当 本田貴志

4 配布資料

- (1) 仕様書
- (2) 入札参加資格確認書（様式第1号）
- (3) 誓約書（様式第2号）（様式第3号）
- (4) 質問書（様式第4号）
- (5) 入札書（様式第5号）
- (6) 委任状（様式第6号）
- (7) 消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書（様式第7号）
- (8) 契約保証金免除申請書（様式第8号）

5 入札手続等

- (1) 入札の手続に関する問合せ先

〒683-0001 米子市皆生温泉3丁目18番3号

米子市皆生市民プール 担当 本田

電話 0859-34-6750

電子メール admin@kaikepool.net

- (2) 業務の仕様に関する問合せ先

(1) と同じ。

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書は、令和8年2月24日（火）から3月10日（火）までの間に米子市皆生市民プールホームページ（<https://kaikepool.net>）から入手すること。ただし、ホームページについては3月10日（火）午後5時までとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年2月24日（火）から3月10日（火）までの日の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ。

(4) 郵便等による入札

認めない

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和8年3月26日（木）午後1時入札 即時開札

イ 場所

米子市皆生市民プール 研修室

6 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第2号）を作成し、電子メールにより5の(1)の場所に令和8年3月3日（火）午後5時までに提出することとし、原則として、訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答 (1) の質問に対する回答については、令和8年3月10日

(火) までに、インターネットの米子市皆生市民プールホームページ（<https://kaikepool.net>）によりまとめて閲覧に供する。

7 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、(2)の入札資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を作成の上、令和8年3月13日（金）までに5の(1)の場所に郵送又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、現場説明の時に事前提出資料を提出しない者並びに開札の時に2の競争入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

(2) 事前提出資料は次のとおりとし、提出部数は1部とする。

(1) 会社概要(次の内容が記載された書面)

- ・ 会社案内(設立年月日、資本金、本店・支店・営業所等の所在地、従業員数(常勤・臨時の別)、経歴(沿革))
 - ・ 業務内容(営業種目)
 - ・ 営業に関する許可、認可、登録等
 - ・ 清掃業務に関する資格者名簿(建築物環境衛生管理技術者、ビルクリーニング技能士等)
 - ・ 契約実績(令和元年度以降受託した主な清掃業務(5件記載))
 - (契約の相手方・業務委託の名称・所在地・延べ床面積・契約期間)
- (2) 鳥取県競争入札参加資格登録状況(資格決定通知書の写し)
 - (3) 建築物環境衛生一般管理業又は建築物清掃業登録証明書の写し
 - (4) 建築物貯水槽清掃業の登録状況
 - (5) 誓約書(様式第2号、3号)
 - (6) その他
 - ① 清掃業務実施体制(予定作業責任者名(住所、年齢、性別、経験年数、清掃業務に関する資格)、作業従事者数(常勤・臨時の別)、業務実施組織図)
 - ② 緊急時連絡体制図
- (3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 - (4) 事前提出資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - (5) 提出された事前提出資料は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。
 - (6) 提出期限以降における事前提出資料の差し替え及び再提出は認めない。

8 資格審査について

- (1) 7の(1)により提出のあった書類を審査のうえ、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和8年3月17日(火)までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県スポーツ協会会長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和8年3月19日(木)までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、米子市皆生市民プール館長は、説明を求めた者に対して令和8年3月24日(火)までに書面により回答する。

9 入札条件

- (1) 入札は、紙入札による。
- (2) 入札書(様式第5)は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記するとともに本件調達案件の名称を記載した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とする。

当該金額に110分の10を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、契約締結後、消費税法(昭和63年法律108号)等の法令改正により消費税率、引き上げ時期等が変更になった場合には、原則として改正内容に応じて変更する。

(4) 入札者は、提出した入札書の書き換え、引換または撤回をすることはできない。

(5) 再度入札は2回とする。(初度入札を含めて3回とする。)

(6) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出したものは失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

(7) 入札者は、政令、財務規程、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

(8) 入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(9) 入札者は、入札書の記載内容についてまっ消、訂正又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、これを改めることはできない。

(10) 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

ア 入札執行前であっても、入札辞退届を持参又は郵送すること。

イ 入札執行中であっても、入札辞退届を提出すること。

(11) 代理人をして入札させようとするときは、入札を行うまでに委任状(様式第6号)を5の(1)の場所に提出しなければならない。

(12) 入札書(様式第5号)及び委任状(様式第6号)のあて名は、公益財団法人鳥取県スポーツ協会 会長 林昭男とする。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。(会計規則第123条第3項第2号該当。)

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金に納付に代えることができる。なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者のした入札
- (3) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (4) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (5) 委任状のない代理人の入札
- (6) 入札に際し、不正の行為があった者の入札
- (7) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札
- (8) 入札実施要領、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札
- (9) 記名のない入札書による入札
- (10) 入札書を訂正が容易にできる筆記用具で記載した入札
- (11) 入札書の金額、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (12) 郵便又は信書便による入札

1 2 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻 日本語、日本国通貨及び日本標準時

1 3 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

1 4 契約書作成の要否

要

1 5 手続における交渉の有無

無

1 6 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書（様式第7号）を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び事前確認資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

(4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として入札見積金額の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6条に規定する暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

ウ 暴力団若しくは暴力団員であること又はイの（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 10 の（2）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第8号）を5の（1）の場所に提出すること。